

## 第十管区海上保安本部（水路測量） 公示第 2 号

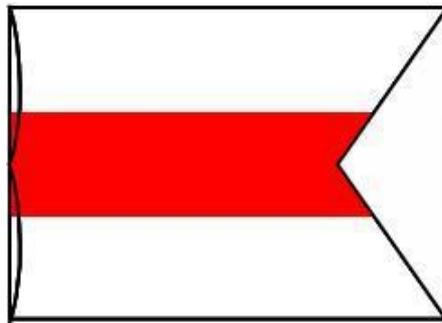
水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 1 月 9 日

第十管区海上保安本部長 赤松 宏樹（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名 称 九州地方整備局 西之表港湾事務所
  - (2) 住 所 鹿児島県西之表市西之表 1 6 3 1 4 - 6
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区 域 西之表港（付図参照）
  - (2) 期 間 令和 7 年 2 月 1 日から  
令和 7 年 2 月 28 日までのうち 2 日間
  
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深
  
- 4 航行船舶に対する安全処置
  - (1) 十管区水路通報による周知を行う。
  - (2) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識※を掲げる。

※ 標識（標旗）



付図

